

長浜市立湖北病院等給食業務委託仕様書

1 委託名称

長浜市立湖北病院等給食業務委託

2 委託業務実施場所

滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地

長浜市立湖北病院及び介護老人保健施設湖北やすらぎの里（以下「委託者」という。）

3 委託期間

平成29年11月1日から平成32年10月31日まで

※ ただし、平成29年9月12日から平成29年10月31日までの間に、長浜市立湖北病院等から引き継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は、新受託者負担とする。）

4 業務の目的

委託者の施設に入院（入所）している患者又は利用者（以下「患者等」という。）の給食を、治療又は療養の一環として患者等の満足度の向上を図りながら、安全で効率的かつ安定的に提供する。

5 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、医療法その他受託者に課せられた法令等を遵守し、法令上の全ての責務を負わなければならない。

6 委託業務

- (1) 委託業務は、平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の第3、業務委託に関する事項1及び4を遵守し、本仕様書に明記するものとする。
- (2) 委託業務内容については、別記「業務内容の詳細」によるものとする。
- (3) 委託する業務区分は、業務分担区分表（別表1）のとおりとする。
- (4) 給食数の実績は、「長浜市立湖北病院等給食等業務概要」のとおりである。
- (5) 委託業務の運営に必要な経費のうち、受託者の負担する経費は、経費負担区分表（別表2）のとおりとする。

7 業務遂行上の注意事項

受託者は、業務を行う上で以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者が業務を行う時間帯は、原則として午前6時から午後9時までとする。
なお、この時間帯以外に業務をする必要性が生じた場合は、事前に委託者に申し出て許可を得るものとする。
- (2) 献立作成にあたっては、「長浜市立湖北病院 院内約束食事箋」に基づき作成するものとし、栄養

基準量等、その他献立作成上の基準を満たすこと。また、委託者の医師の指示等に基づき作成するものとする。

- (3) 受託者は、委託業務の履行内容を毎日記録し、委託者に報告しなければならない。また、1か月ごとに業務完了届を受託者に提出し、確認を受けなければならない。
- (4) 委託者は、受託者に対し必要に応じて委託業務に関する資料又は報告書を提出させ、又は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。
- (5) 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行に立ち会うことができる。この場合において、委託者は履行が適正でないと認めるときは、受託者にその補正を求めることができ、受託者は誠意をもってこれに対応するものとする。
- (6) その他については、別記「業務内容の詳細」のとおりとする。

8 業務体制等

- (1) 総括責任者、副総括責任者、業務責任者及び火元責任者等
 - ① 受託者は、当院に常駐する受託会社の正規社員の中から、総括責任者、副総括責任者、業務責任者、労務管理業務責任者、施設設備管理業務責任者及び火元責任者を選任すること。
 - ② 総括責任者は、栄養士又は調理師の資格を有する者とすること。
 - ③ 業務責任者は、病院における患者等の食事の提供業務に1年以上の経験を有する者とし、材料管理業務責任者、衛生管理業務責任者及び調理作業管理業務責任者をそれぞれ配置すること。
 - ④ 労務管理業務責任者は総括責任者が兼ねができるものとし、施設設備管理業務責任者は副総括責任者又は他の業務責任者が兼ねができるものとする。
 - ⑤ 前4号に定める各業務には、管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者をそれぞれ配置すること。
 - ⑥ 火元責任者は、総括責任者が務めるものとすること。
- (2) 総括責任者、副総括責任者、業務責任者、労務管理業務責任者及び施設設備管理業務責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 円滑な業務の推進を図るため、従事者を指揮監督し、必要に応じて適切な教育を行うこと。
 - ② 委託者の監督者と協議し、円滑な業務の推進、業務効率向上及び経費削減に努めること。
- (3) 従事者数
 - ① 受託者は、法令その他参考となる基準に基づき従事者を配置するものとし、遅滞なく給食が提供できる人員配置とすること。
 - ② 受託者は、委託業務を円滑かつ安定的に遂行できるよう次に掲げる従事者を適正に配置すること。
 - ア 栄養士
 - イ 調理師
 - ウ 調理員
 - エ 調理補助員
 - オ その他の従事者
 - ③ 受託者は、委託業務を遂行するに当たり従事者の配置構成、配置人員数及び1日に勤務する従事者を明確にし、委託者に申し出ること。
- ※ プロポーザル提案事項
- (4) 従事者については、次の各号に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 受託者は、従事者の履歴書（写真5cm×5cm添付）及び資格証のコピー（有資格に限る。）を委託

者に提出し、承認を受けること。

- ② 受託者は、従事者の定着に十分留意し、頻繁な異動や退社が生じないよう努めること。また、やむを得ず異動又は退社により従事者を変更するときは、前号と同様に委託者の承認を受けること。なお、新規従事者については、受託者の責任において事前にオリエンテーション又は研修等の教育を行い、業務が円滑に行えるよう努めること。
- ③ 受託者は、業務体制を維持するため、欠員の発生に備えて常に交代要員を確保しておくこと。
- ④ 受託者は、委託者が従事者の勤務状態の不良、その他の理由により従事者の変更を命じた場合は、速やかにこれに応じること。
- ⑤ 受託者は、従事者の健康管理、労働安全衛生に努めること。

(5) 従事者の服装等

受託者は、従事者に係る名札及び制服等については、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- ① 従事者の制服等が業務履行中に汚れた場合は、直ちに交換できるように準備しておくこと。
- ② 受託者は、予め従事者の制服（作業室内・外用）及び名札（会社名・氏名）について、委託者の承認を受け、従事者全員に着用させるとともに、常に清潔を保持すること。

9 企画提案の遵守

受託者は、契約の締結を前提として委託者に提出したプロポーザル提案内容について、委託者と協議のうえこれを遵守し、業務を行わなければならない。

10 委託料の請求及び支払い

- (1) 委託料の支払いは毎月払いとし、管理運営費ならびに朝食、昼食及び夕食の各々 1 食あたりの単価に当該月間延べ食数を乗じて得た額とする。なお、午前及び午後の間食、夕食後の夜食については、それぞれ朝食、昼食及び夕食の食数に含まれるものとする。
- (2) 請求する食数について
 - ① 請求する食数は、電子カルテシステム及び給食管理システムによって集計される朝食、昼食及び夕食の 1 ヶ月の合計食数とする。
 - ② 食事の指示内容の変更により変更前の食事は提供が不要となるが、その食数は請求する食数に含まないものとする（変更後の提供した食事分のみが請求食数となる）。
 - ③ 次に定める時刻を過ぎた後、急な退院、外出・外泊又は絶食等により食事の提供が不要となった場合の食数は、請求する食数に加えることができるものとする。
 - ア 朝食前日 18:00 以降
 - イ 昼食当日 10:00 以降
 - ウ 夕食当日 16:00 以降
 - ④ 檢食の食数は、請求する食数に加えることができるものとする。
 - ⑤ 濃厚流動食（既成のもの）、栄養補助食（GFO、インパクト、アイソカルゼリー、エンジョイゼリー等）及び増粘（とろみ）材については、委託者が購入するものとする。
- (3) 受託者は、7 の(3)に規定する業務完了届の確認を受けたときは、速やかに当該月に係る委託料の支払請求書を委託者に提出するものとする。
- (4) 委託者は、適正な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に委託料を受託者に支払うものとする。
- (5) 委託者の指示のもと、受託者が施設内に備蓄する非常時のための備蓄用食糧品の購入に係る費用に

については、別途協議しこれを決定するため、委託料見積額には含めないこと。

11 設備の貸与及び保守

- (1) 委託者は、施設の調理室等の使用を受託者に許可するとともに、付隨する設備・備品を無償で貸与する。受託者は、貸与された設備・備品等の点検・調整に努めるなど良好な管理のもとに使用しなければならない。
- (2) 受託者は、使用を許可された調理関連施設及び貸与された設備・備品等に修理等の必要が生じたときは、速やかに委託者に申し出ることとし、委託者がその必要性を認めたときは、委託者の責任において修理を行うものとする。ただし、当該修理が受託者の責めに帰する場合、委託者は受託者に対し、修理に要した費用の請求を行うものとする。なお、当該規定は、受託者が委託者の許可を得て、自らの負担で修理を行うことを妨げるものではない。

12 契約の解除

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- ① 受託者が契約を履行しないとき、又は契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- ② 受託者の資力の低下等により契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
- ③ 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 業務の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの業務の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、委託者が受託者に対して契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに従わなかったとき。

13 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 受託者は、断固として拒否するとともに、速やかに警察への通報並びに委託者へ報告を実施し、捜査上必要な協力をすること。
- (2) 受託者は、契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 委託者は、受託者が前2項に掲げる義務を怠ったときは、委託者は長浜市入札参加資格停止基準要

綱に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

14 損害賠償責任

- (1) 受託者は、委託業務の実施に関して委託者に損害を与えたとき、又はこの仕様書に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、委託者は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

15 秘密の保持

- (1) 受託者及び受託者の従事者は、委託業務の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この仕様による業務を処理するための個人情報の取り扱いについて、長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）、長浜市病院事業管理者の所管に係る長浜市個人情報保護条例施行規程（平成22年長浜市病院事業管理規程第8号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

16 代行保証人

受託者は、火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者を指定し、委託契約に際して、万全の体制を整えなければならない。

17 業務の引き継ぎ

- (1) 受託者は、契約が終了した場合において、新たに当該業務を受託するものから受託者の業務履行期間中に受託業務内容（電子カルテシステム及び給食管理システムの操作を含む。）の引き継ぎの申し出があった場合は、業務に支障のない範囲で確実に引き継ぎを行うものとする。
- (2) 前項に要する費用は、受託者の負担とする。

18 病院事業への協力

委託者において行なわれる病院施設の改修又は病院情報システムの更新等においては、業務内容又は業務数量に変動が生じることが予想されるが、受託者はこの場合においても誠意をもって対応すること。

19 疑義の決定

本仕様書に定めない事項等疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、委託者の定めるところによるものとする。

別 記

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取扱責任者等の報告）

第2条 受託者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者及び取扱者を、委託者に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。

（取扱場所の報告）

第3条 受託者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を、委託者に書面で報告し、当該取扱場所で業務を行わなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（漏えいの防止等）

第5条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第6条 受託者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8条 受託者は、業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 受託者は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が承諾した場合はこの限りでない。この場合にあっても、受託者は当該第三者の監督責任を負うものとする。

（資料の返還等）

第10条 受託者は、業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第11条 委託者は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務の処理状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、受託者はこれに応じなければならない。

(事故発生時の報告)

第12条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、委託者受託者協議して定めるものとする。

(罰則の適用)

第14条 長浜市個人情報保護条例第47条、第48条及び第50条に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取り扱いにおいて適用する。